

小規模水道事業の経営の認可等に関する事務の権限移譲 (平成28年4月1日以降)

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①小規模水道事業経営の認可等	小規模水道事業の経営認可	秋田県小規模水道条例（昭和35年秋田県条例第10号。以下、単に「条例」という。）第5条
②給水区域の拡張等の認可	小規模水道事業の給水区域の拡張、給水量の増加、浄水方法の変更等に伴う認可	条例第8条第1項
③給水開始前の届出の受理	設置した水道施設を使用して給水開始する場合の届出の受理	条例第9条
④小規模水道事業の休止等の届出の受理	小規模水道の休止又は廃止等届出の受理	条例第11条
⑤小規模水道事業者からの報告の徴収等	事業者に管理に必要な報告を求め、施設等に立ち入り、施設などや必要な帳簿書類等の検査を行う。	条例第14条第1項
⑥小規模水道の使用の制限命令等	衛生上有害と認められる小規模水道の使用制限命令等	条例第15条第1項
⑦小規模水道事業の経営の認可の取消	認可に対する正当な理由のなく工事に着手しない場合等の経営認可の取消	条例第15条第2項
⑧認可申請書の記載事項の変更の届出の受理	認可申請書の記載事項に変更を生じたときに、事業者が提出する変更届出の受理	秋田県小規模水道条例施行規則（昭和35年秋田県規則第31号。以下、単に「条例規則」という。）第5条
⑨水質検査の実施の届出の受理	条例第12条の規定に基づき実施する水質検査実施の届出の受理	条例規則第11条

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課 (電話番号)
1 7	秋 田 市	秋田市保健所衛生検査課(018-883-1181)
1 8	羽 後 町	生活環境課(0183-62-2111)
1 9	北秋田市	上下水道課(0186-62-3490)
2 1	大 館 市	水道課(0186-43-7138)
2 1	大 仙 市	上水道課(0187-63-1111)
2 2	東成瀬村	建設課(0182-47-3408)
2 3	小 坂 町	建設課(0186-29-3911)
2 3	八 峰 町	建設課(0185-76-4610)
2 3	仙 北 市	企業局工務課(0187-54-2390)
2 3	美 郷 町	建設課(0187-84-4910)
2 4	三 種 町	上下水道課(0185-85-4823)
2 4	五城目町	建設課(018-852-5133)
2 4	大 濁 村	産業建設課(0185-45-3653)
2 4	由利本荘市	上下水道課(0184-24-6337)
2 4	男 鹿 市	生活環境課(0185-24-9114)
2 5	潟 上 市	上下水道課(018-853-5338)
2 6	横 手 市	水道課(0182-35-2252)
2 6	湯 沢 市	水道課(0183-73-2165)
2 7	上小阿仁村	建設課(0186-77-2224)

※注) 担当課は平成28年4月1日現在のものであり、以後、変更となる場合があります。

(参考)

○秋田県小規模水道条例関係条文

移譲対象事務

①「小規模水道事業経営の認可等」関係（条例）

(事業の認可)

第五条 小規模水道事業を経営しようとする者は、知事の認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により認可しようとするときは、関係市町村長の意見を聞かなければならない。

②「給水区域の拡張等の認可」関係（条例）

(事業内容の変更)

第八条 小規模水道事業者は、給水区域を拡張し、もしくは給水量を増加させ、又は水源および浄水方法を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

③「給水開始前の届出の受理」関係（条例）

(給水開始前の届出および検査)

第九条 第五条第一項および前条第一項の規定により認可を受けた小規模水道事業者

は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水開始届に水質試験結果書を添えて、知事に提出しなければならない。

④「小規模水道事業の休止等の届出の受理」関係（条例）

（休止および廃止）

第十一條 小規模水道事業者は、給水を開始した後において、その事業の全部または一部を休止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届出でなければならない。

⑤「小規模水道事業者からの報告の徴収等」関係（条例）

（報告の徴収および立入検査）

第十四条 知事は、小規模水道の布設もしくは管理または事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小規模水道事業者から必要な報告を徴し、または職員をして小規模水道事業者の工事現場、事務所または水道施設のある場所に立入らせ必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

⑥「小規模水道の使用の制限命令等」及び⑦「小規模水道事業の経営の認可の取消」関係（条例）

（監督および処分）

第十五条 知事は、小規模水道が衛生上有害であると認めるときは、当該事業者に対して期日を定めて、その使用を制限し、または禁止を命ずることができる。

2 知事は、第五条の事業認可を与えた後申請者が正当な理由がなく、六箇月以内に工事に着手せず、または完成予定期日後三箇月以内に工事を完了しなかつたときは、その認可を取消すことができる。

⑧「許認可申請書の記載事項の変更の届出の受理」関係（条例規則）

（小規模水道事業経営の認可申請書の記載事項の変更の届出）

第五条 小規模水道事業者は、第三条第一項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書により行うものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 小規模水道事業の名称
- 三 変更した事項、理由及び年月日

⑨「水質検査の実施の届出の受理」関係（条例規則）

（水質検査の実施の届出）

第十一條 小規模水道事業者は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度において条例第十二条第一項の規定により実施した水質検査について、届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

を記載した別に定める様式による届出書に当該水質検査の結果書の写しを添えて、これを知事に提出しなければならない。